

第三期幌延町

子ども・子育てプラン

(令和 7 年度～令和 11 年度)



令和 7 年 3 月

幌 延 町

目 次

第1部 総 論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画の推進	2
第2章 幌延町の子ども・子育てを取り巻く環境	3
1 各種制度の動向	3
2 人口の状況	6
3 世帯の状況	8
4 婚姻・離婚の状況	10
5 就労の状況	11
6 幼児教育・保育施設、小・中学校の状況	12
7 ニーズ調査の結果概要	13
8 第二期計画の取組状況	20
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	22
1 基本理念	22
2 基本的な視点	22
3 基本目標	23
4 施策体系	24
第2部 各 論	25
第1章 子どもの育ちにあった健やかな成長の促進	26
1-1 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築	26
1-2 子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進	28
1-3 療育体制の強化と障がい児支援の充実	29
1-4 不登校・いじめ対策の充実	30
第2章 子どものための子育て支援の充実と権利擁護	31
2-1 認定こども園等の充実	31
2-2 地域子ども・子育て支援事業等の充実	32
2-3 児童虐待防止対策の推進	34
2-4 ひとり親家庭への支援の充実	35
第3章 子どもと大人が学び成長する環境の向上	36
3-1 子どもの個性と可能性を伸ばす体験・活動の充実	36
3-2 生きる力を育む教育環境の充実	37
3-3 家庭と地域の育てる力の養成	38

第4章 安心して子育てができる地域・生活環境の整備	40
4-1 子どもの安全の確保.....	40
4-2 子どもの居場所づくりの推進.....	41
4-3 子育てを支援する生活環境の整備.....	42
4-4 仕事と生活の調和の推進.....	42
第5章 量の見込みと確保方策	44
1 教育・保育提供区域の考え方.....	44
2 子どもの将来人口推計.....	44
3 教育・保育施設の量の見込みと確保方策.....	45
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	46

第 1 部 総 論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 「第二期幌延町子ども・子育てプラン」は令和2年度に策定され、令和4年度の見直しを経て、これまで取組を推進してきましたが、令和6年度に計画期間の最終年度を迎えます。引き続き、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するために、「第三期幌延町子ども・子育てプラン」を策定します。
- これまでの子ども・子育て支援施策の取組状況を検証し、見直しを行うとともに、子ども・子育てを取り巻く変化に対応した施策を推進します。

2 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけます。
- 次世代育成支援対策推進法に定める「行動計画策定指針」に示される基本理念及び基本的事項等を踏まえた計画とします。
- 国が策定した「子どもの貧困対策に関する大綱」の方向性を踏まえ、子どもの貧困対策の視点による取組を推進する施策を包含します。
- 町政の最上位計画である「幌延町総合計画」及び「幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。

3 計画期間

- 令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
- 計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更、実態と計画との大きな乖離により著しく供給量が不足する場合等には、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の推進

- 庁内関係部局や近隣市町村、道、関係機関・団体等との連携及び協働による計画の推進を図ります。
- 個別事業の進捗状況及び計画全体の成果について点検・評価し、結果を公表するとともに、施策の改善等につなげていきます。

第2章 幌延町の子ども・子育てを取り巻く環境

1 各種制度の動向

(1) こども基本法

○こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。同法では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

【こども基本法における6つの基本理念】

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(2) 子ども・子育て支援制度

○幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定されました。

○令和6年6月には、「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立しました。主な改正点は次のとおりです。

ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化	・児童手当の拡充 ・妊婦のための支援給付の創設 等
すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充	・妊婦等包括相談支援事業の創設 ・こども誰でも通園制度の創設 ・産後ケア事業の地域子ども・子育て支援事業への位置づけ ・ヤングケアラーを子ども・若者支援の対象として明記 等
共働き・共育での推進	・出生後休業支援給付、育児時短就業給付の創設 ・自営業・フリーランス等の育児期間における国民年金保険料免除措置
子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども基金」）の創設	
子ども・子育て支援金制度の創設	

（３）次世代育成支援対策

○次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成 17 年度から 10 年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

○法改正により期限が令和 7 年まで延長されていましたが、令和 6 年には再び改正が行われ、令和 17 年 3 月 31 日まで延長されました。

（４）児童虐待防止対策

○児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものであるとの認識のもと、平成 12 年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。

○令和 4 年 6 月に児童福祉法が改正され、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

○また、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新設されました。

（５）障がい児支援施策

○平成 24 年度の児童福祉法改正により、障がい児支援の強化を図るため、これまで障がい種別で分かれていた事業体系が、通所・入所の利用形態の別により一元化されました。

○令和 3 年 6 月には、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止するため、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立しました。

○令和 4 年 6 月の児童福祉法改正により、児童発達支援センターが地域における障害児支援

の中核的役割を担うことが明確化されました。

(6) 子どもの貧困対策

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月に成立しました。
- 令和6年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正され、「基本理念」に、こどもの貧困の解消に向けた対策は「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」ことなどが明記されました。

(7) 地域共生社会の実現

- 国は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。
- 令和2年6月の社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月より施行されています。

(8) 雇用・就労関連

- 令和6年5月に育児・介護休業法が改正され、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置が講じられています。

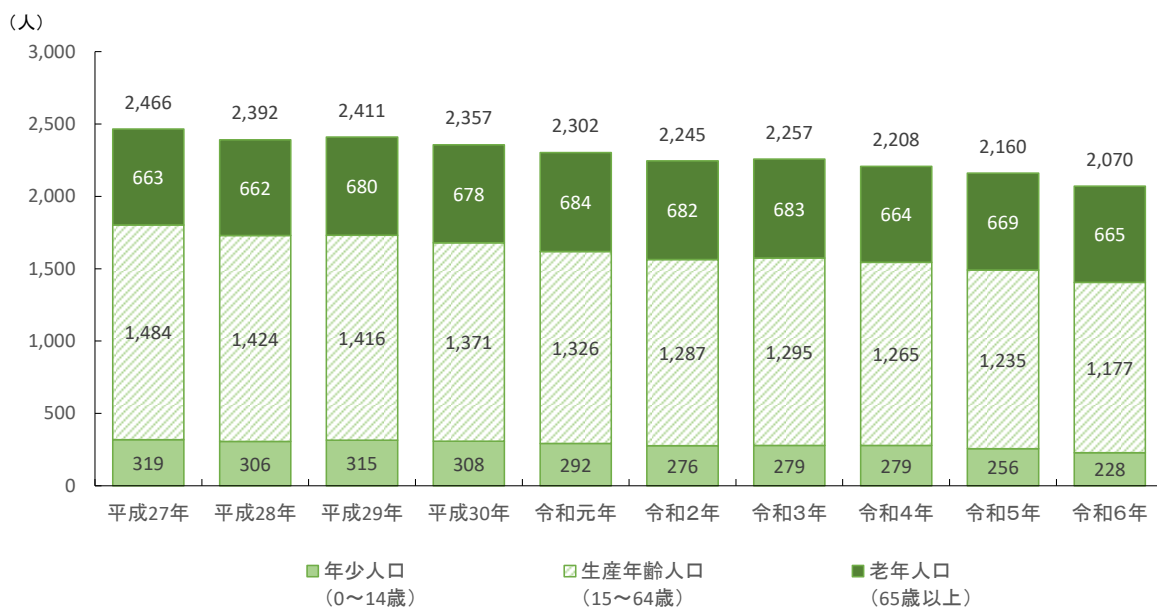
2 人口の状況

(1) 人口の状況

○本町の総人口は、減少傾向となっており、平成26年の2,466人から令和6年には396人(16.1%)減少し、2,070人となっています。

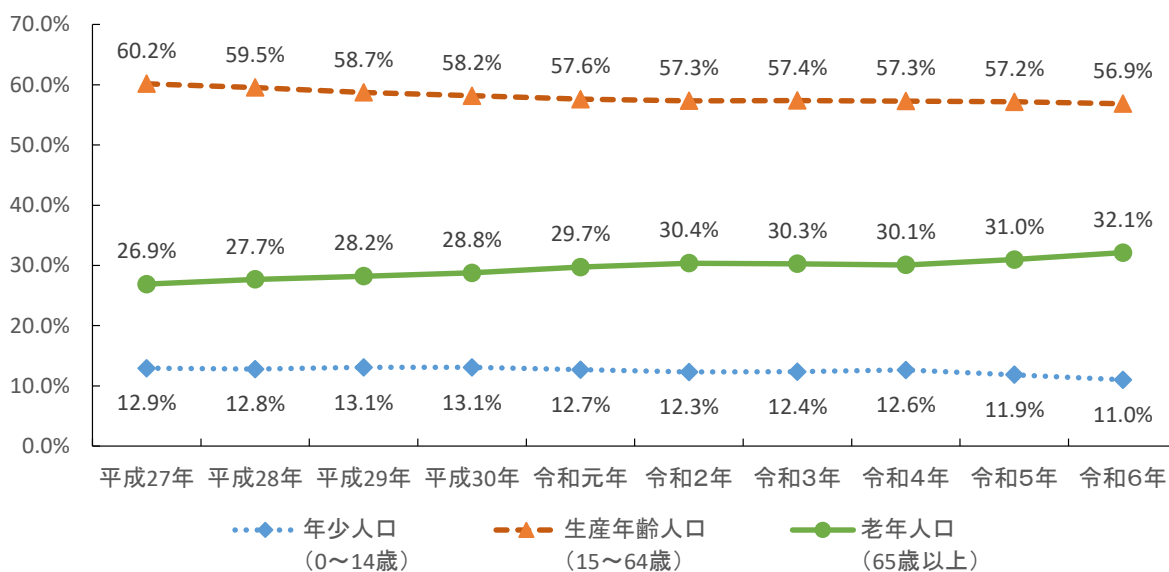
○年齢3区分別にみると、老年人口は概ね横ばいとなっていますが、年少人口および生産年齢人口の減少が続いており、高齢化率は32.1%まで上昇しています。

■年齢3区分別人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移

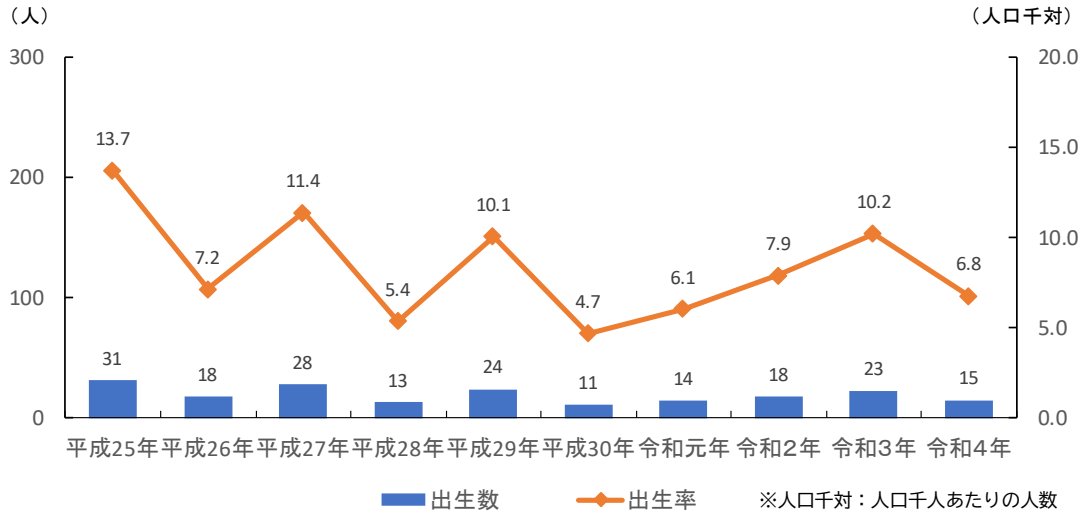


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生数・率の状況

○本町の出生数は年によって増減がみられ、平成30年以降は15人前後で推移しています。
人口千人あたり出生数（出生率）は年によって差が大きくなっています。

■出生数・率の推移



出典：人口動態総覧

(3) 子ども・子育て世代の転入・転出の状況

○子ども（0～9歳）および子育て世代（25～39歳）の転入・転出の状況をみると、子ども、子育て世帯ともに、転出者数が転入者数を上回る転出超過の年が多くなっており、特に子どもにおいて多くみられます。

■子どもの転入・転出の状況

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
転入	0歳～4歳	5	6	7	8	3	1
	5歳～9歳	3	1	2	4	0	0
	計	8	7	9	12	3	1
転出	0歳～4歳	8	7	10	6	11	12
	5歳～9歳	7	13	5	4	5	7
	計	15	20	15	10	16	19

出典：住民基本台帳移動報告

■子育て世代の転入・転出の状況

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
転入	25歳～29歳	23	24	17	15	25	17
	30歳～34歳	12	7	22	16	12	6
	35歳～39歳	13	7	13	9	16	13
	計	48	38	52	40	53	36
転出	25歳～29歳	21	17	13	17	14	19
	30歳～34歳	19	13	11	17	15	18
	35歳～39歳	14	11	17	13	9	17
	計	54	41	41	47	38	54

出典：住民基本台帳移動報告

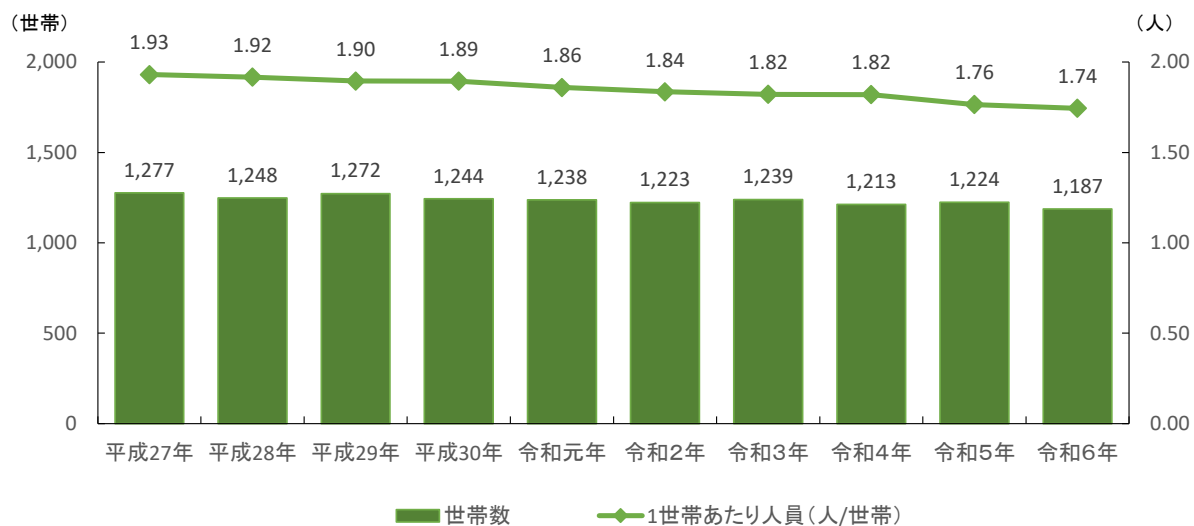
3 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

○本町の世帯数はやや減少傾向となっており、平成 27 年の 1,277 世帯から令和 6 年には 1,187 世帯まで減少しています。

○1 世帯あたり人員は減少し続けており、核家族世帯、単独世帯の増加がうかがえます。

■世帯数・1 世帯あたり人員の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯数の推移

○本町の世帯構成の状況をみると、平成22年から令和2年にかけて単独世帯が増加し、核家族世帯及び3世代世帯が減少しています。北海道や全国と比べると、単独世帯の割合が高く、核家族世帯の割合が低い特徴がみられます。

○子どもがいる世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯ともに減少傾向にあります。令和2年の核家族世帯の割合をみると、いずれも8割以上と高くなっていますが、6歳未満の子どもがいる世帯は平成22年から減少傾向にあります。

■世帯構成別世帯数・割合の推移と比較

	幌延町				北海道	全国
	平成22年		令和2年		令和2年	令和2年
	世帯数	割合	世帯数	割合	割合	割合
一般世帯	1,192	—	1,133	—	—	—
うち単独世帯	487	40.9%	553	48.8%	40.5%	38.0%
うち核家族世帯	597	50.1%	514	45.4%	53.6%	54.1%
うち3世代世帯	60	5.0%	33	2.9%	2.4%	4.2%

出典：国勢調査

■子どもがいる世帯数・割合の推移

	平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
6歳未満の子どもがいる世帯数	114	—	108	—	78	—
うち核家族世帯	106	93.0%	100	92.6%	68	87.2%
うち母子世帯	0	0.0%	2	1.9%	2	2.6%
うち父子世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
18歳未満の子どもがいる世帯数	234	—	196	—	174	—
うち核家族世帯	197	84.2%	178	90.8%	156	89.7%
うち母子世帯	13	5.6%	9	4.6%	20	11.5%
うち父子世帯	0	0.0%	3	1.5%	2	1.1%

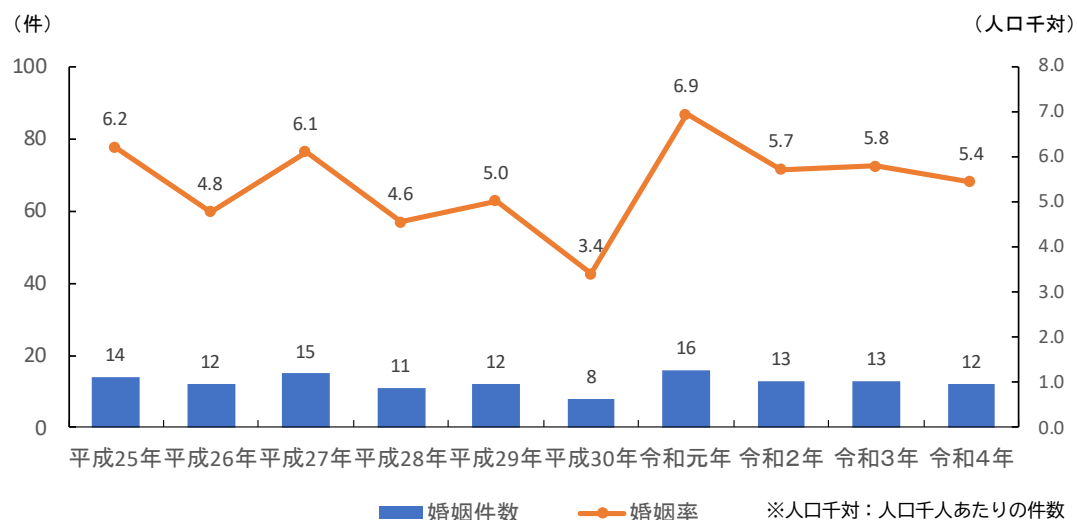
出典：国勢調査

4 婚姻・離婚の状況

○本町の婚姻、離婚の状況をみると、婚姻件数は10件前後で推移し、婚姻率は年によって差が大きくなっています。

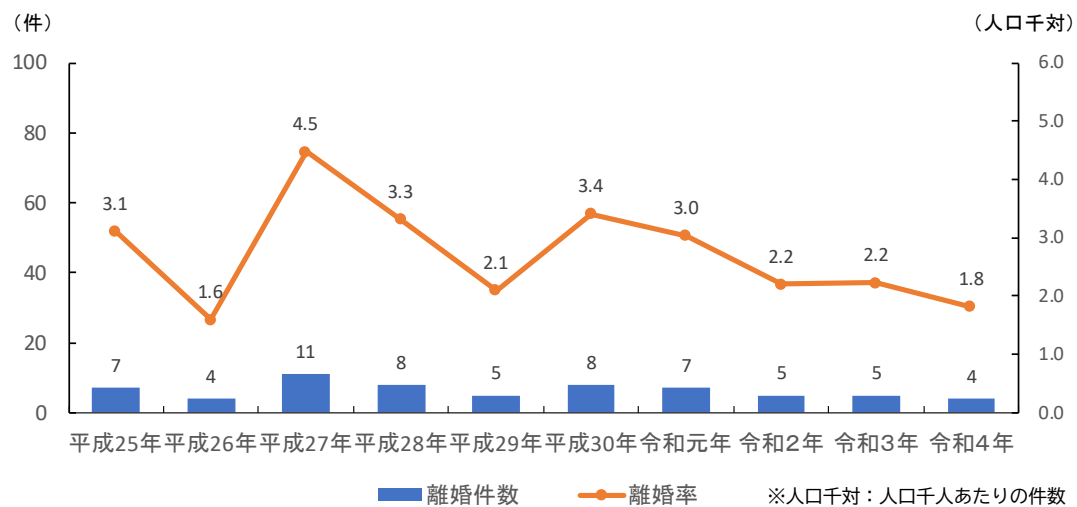
○離婚件数・離婚率は、平成27年以降減少傾向となっています。

■婚姻件数・率の推移



出典：人口動態統計

■離婚件数・率の推移



出典：人口動態統計

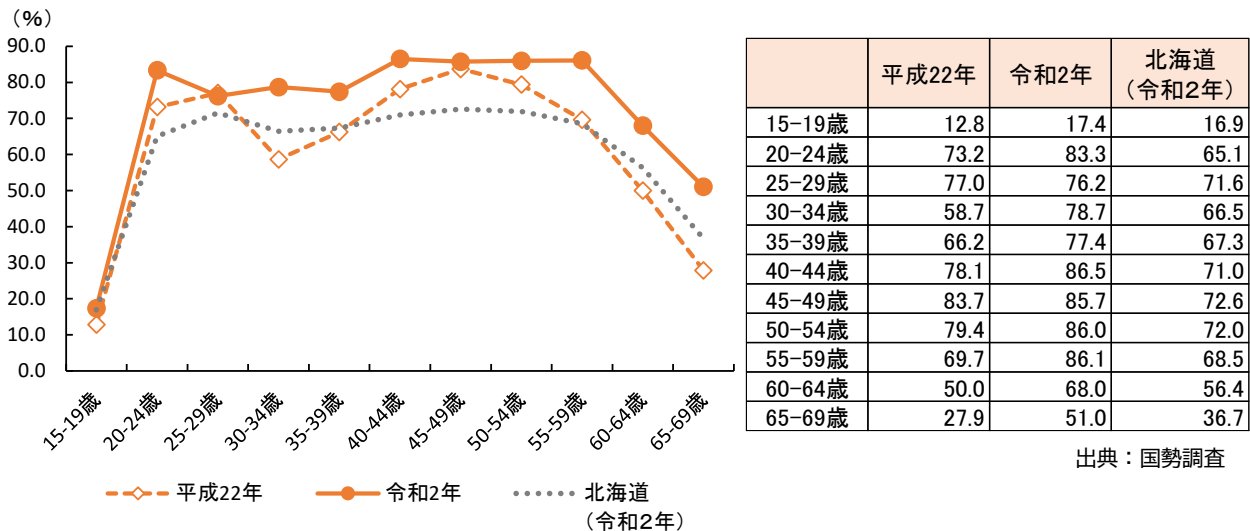
5 就労の状況

(1) 女性の労働力率

○女性の年齢別労働力率の状況について、平成 22 年から令和 2 年の変化をみると、子育て世代では、25～29 歳以外の年齢、特に 30～34 歳及び 55 歳以上の労働力率が大きく増加しており、M字カーブの改善傾向がみられます。

○北海道と比べると、全ての年齢で本町が北海道の労働力率を上回っています。

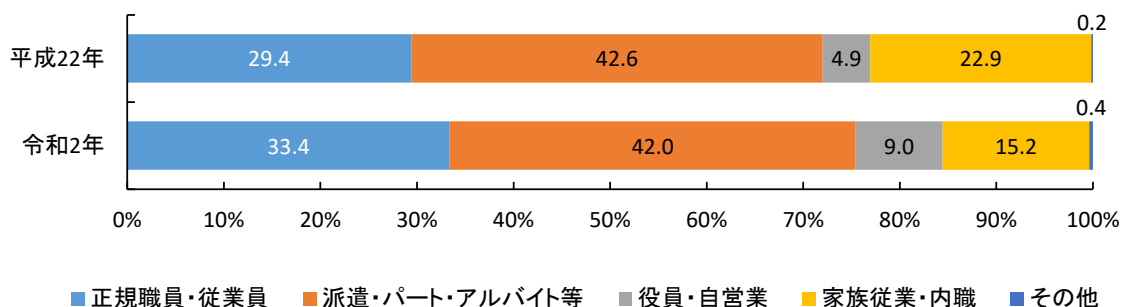
■年齢別_女性の労働力率の状況



(2) 女性の従業上の地位

○女性の従業上の地位の状況をみると、平成 22 年から令和 2 年にかけて、正規職員・従業員、役員・自営業の割合が増加、家族従業・内職の割合が減少となっていますが、派遣・パート・アルバイト等の割合は横ばいとなっています。

■女性の従業上の地位の状況



6 幼児教育・保育施設、小・中学校の状況

(1) 幼児教育・保育施設の利用状況

○本町には、認定こども園（定員 55 人）と問寒別へき地保育所（定員 30 人）の 2 か所が設置されています。

○利用者数は、令和 6 年 4 月 1 日現在で、認定こども園が 49 人、問寒別へき地保育所が 5 人となっています。

■幼児教育・保育施設の定員及び利用者数 上段：定員 ・ 下段：利用者数（各年 4 月 1 日現在）

区分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
認定こども園	85	85	85	85	55
	61	60	61	58	49
	1 号認定	15	15	15	15
		3	4	7	3
	2 号認定	50	50	50	20
		42	45	34	29
	3 号認定	20	20	20	20
		16	11	24	17
		0 歳	4	4	3
			1	3	1
	1・2 歳	16	16	16	17
		15	8	21	16
問寒別へき地保育所 (2～5 歳)	30	30	30	30	30
	11	8	8	7	5

(2) 小学校・中学校の状況

○本町には、小学校が 2 か所、中学校が 2 か所設置されています。児童・生徒数は、令和 6 年 5 月 1 日現在、小学生が 102 人、中学生が 55 人となっています。

■児童・生徒数（各年 5 月 1 日現在） 単位：人

区分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
小学生児童数	120	120	116	108	102
中学生生徒数	57	53	55	55	55

出典：学校基本調査

7 ニーズ調査の結果概要

(1) 実施概要

調査種別	就学前児童保護者	小学生保護者
調査対象	未就学児の保護者の方	小学生の保護者の方
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送配付・回収	郵送配付・回収
調査期間	令和6年2月1日～2月14日	令和6年2月1日～2月14日
配付数	100票	100票
回収数	37票	38票
回収率	37.0%	38.0%

※回答割合はすべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しているため、割合の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答の設問では、回答割合の合計が100%を超えることがあります。

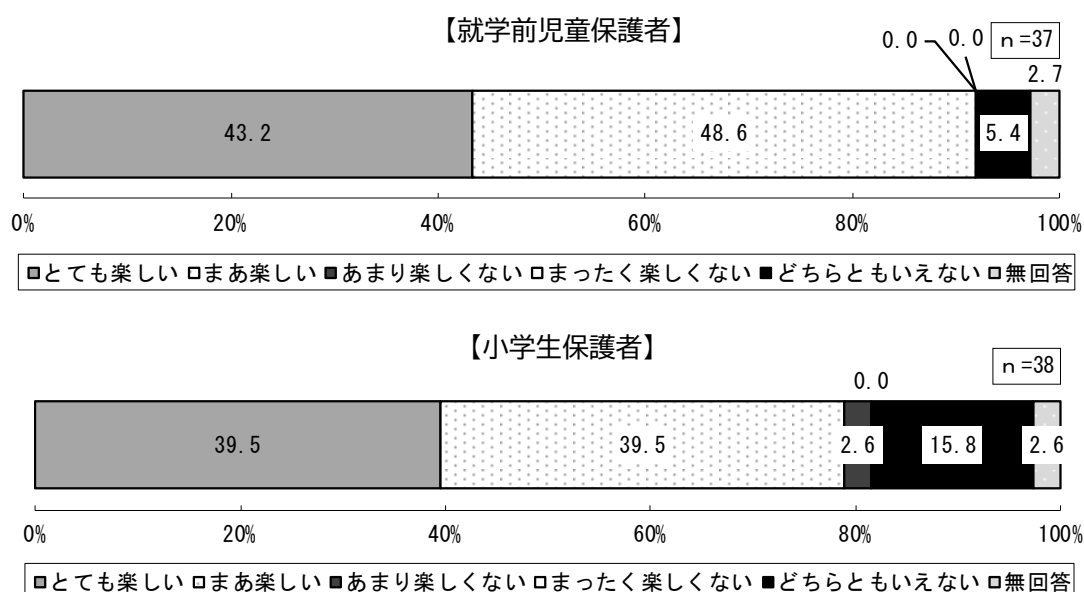
(2) 調査結果の概要

①子育ての状況、子育て環境について

○子育てが楽しいかどうか尋ねたところ、就学前児童保護者では91.8%が、小学生保護者では79.0%が「(とても+まあ) 楽しい」と回答しています。

○小学生保護者では、就学前児童保護者と比較して、「どちらともいえない」の割合が高くなっています。

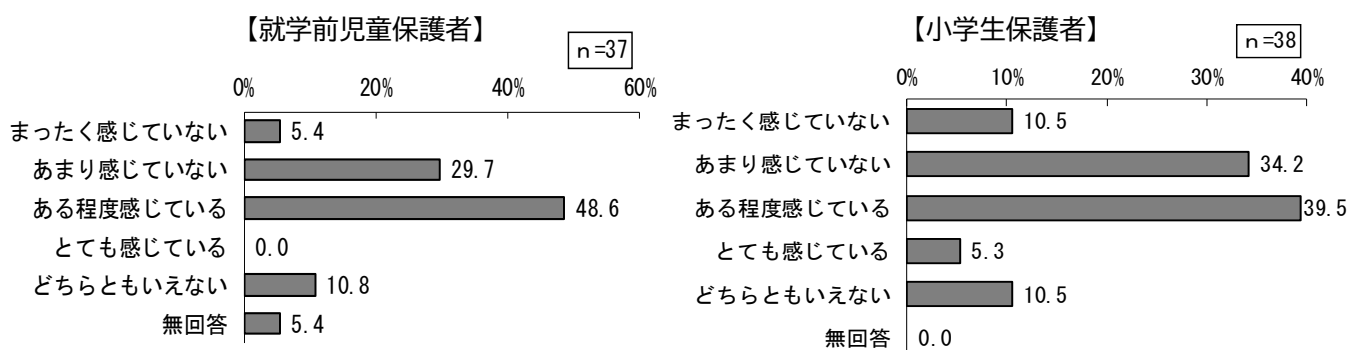
■子育ては楽しいか



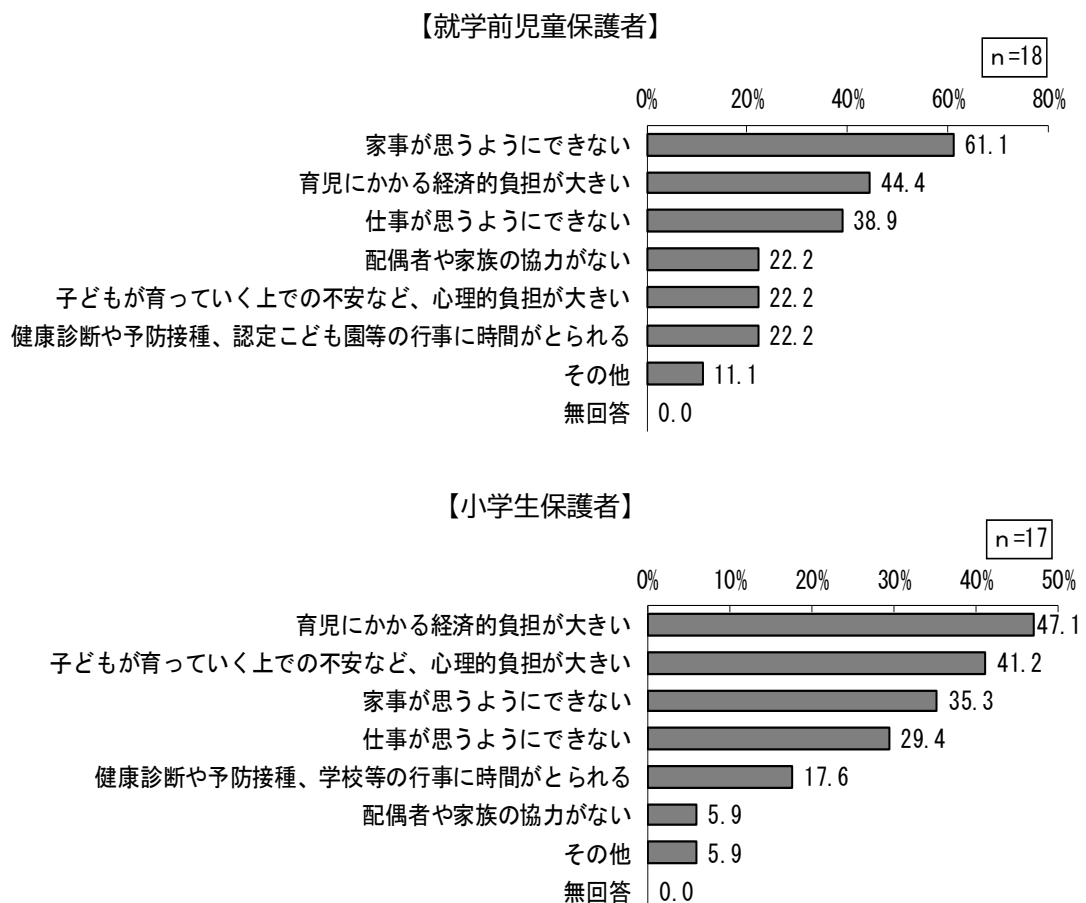
○子育ての負担感についてみると、就学前児童保護者の 35.1%、小学生保護者の 44.7%が「(まったく+あまり) 感じていない」と回答しています。一方、「(ある程度+とても) 感じている」と回答した人は、就学前児童保護者で 48.6%、小学生保護者で 44.8%となっています。

○負担に感じている理由をみると、就学前児童保護者では「家事が思うようにできない」(61.1%)、「育児にかかる経済的負担が大きい」(44.4%)、「仕事が思うようにできない」(38.9%)が高く、小学生保護者では「育児にかかる経済的負担が大きい」(47.1%)、「子どもが育っていく上での不安など、心理的負担が大きい」(41.2%)、「家事が思うようにできない」(35.3%)が高くなっています。

■子育てに負担を感じているか



■負担を感じている理由（複数回答）

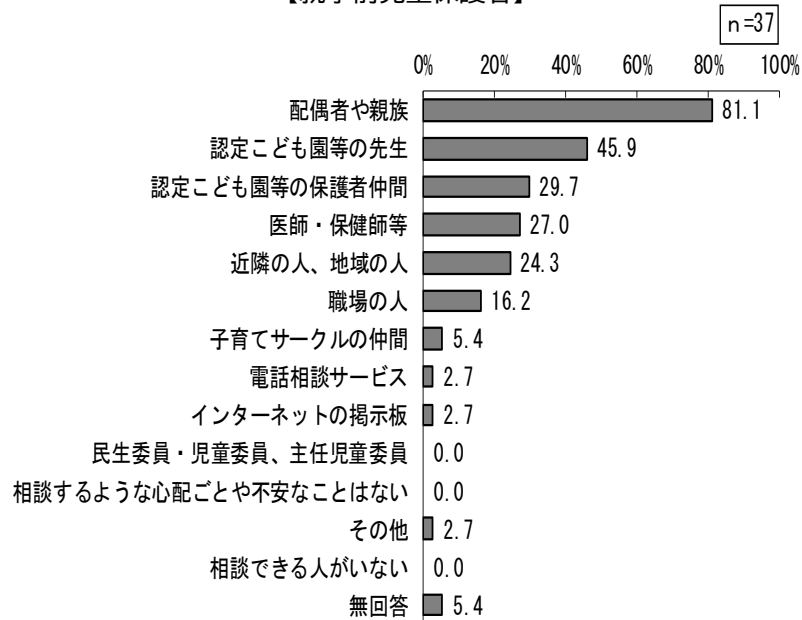


○心配ごとや不安なことへの相談相手について尋ねたところ、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「配偶者や親族」が8割以上と最も高くなっています。

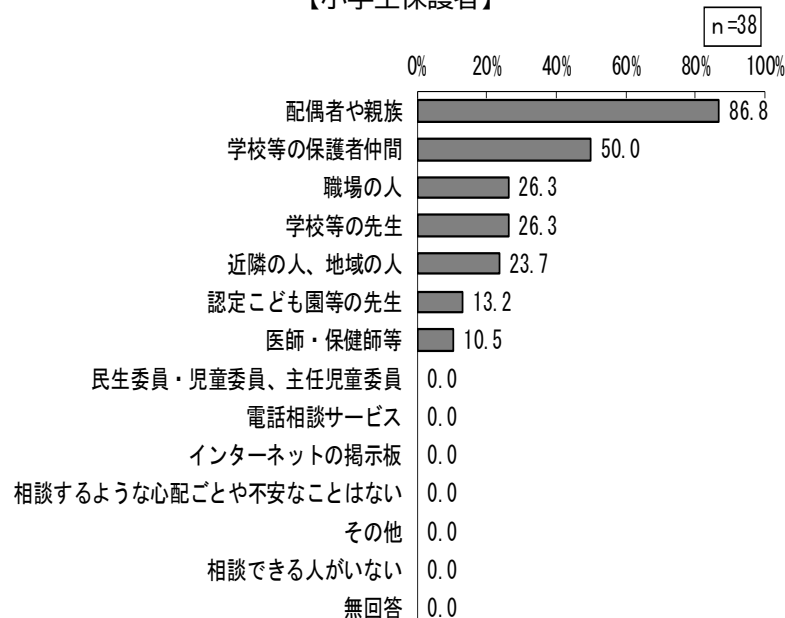
○なお、「相談できる人がいない」は0%となっています。

■心配ごとや不安なことの相談相手（複数回答）

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

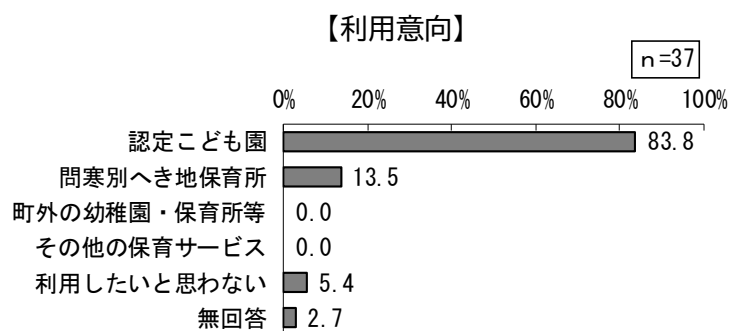
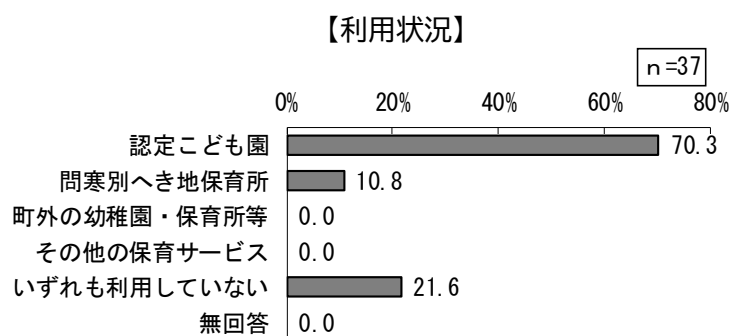


②子育て支援の利用状況・利用意向について

○平日の定期的な保育事業の利用状況についてみると、「認定こども園」が70.3%、「問寒別へき地保育所」が10.8%、「いずれも利用していない」は21.6%となっています。

○保育事業の利用意向についてみると、「認定こども園」が83.8%、「問寒別へき地保育所」が13.5%と、現在の利用状況よりも高くなっています。

■平日の定期的な保育事業の利用について（就学前児童保護者）（複数回答）

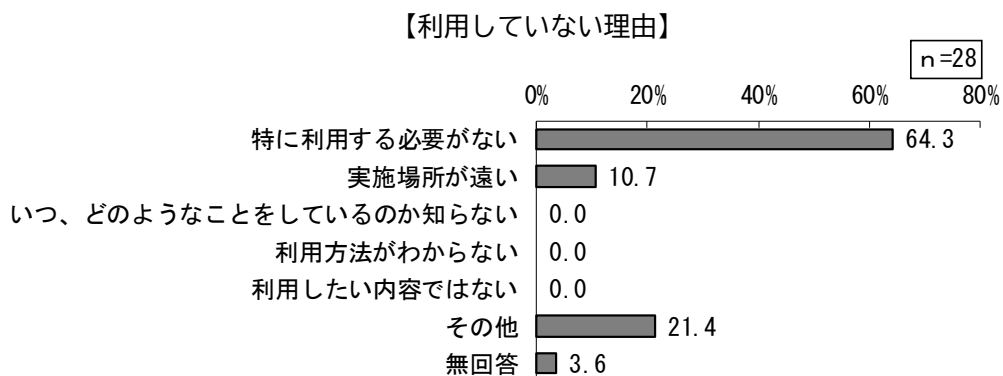
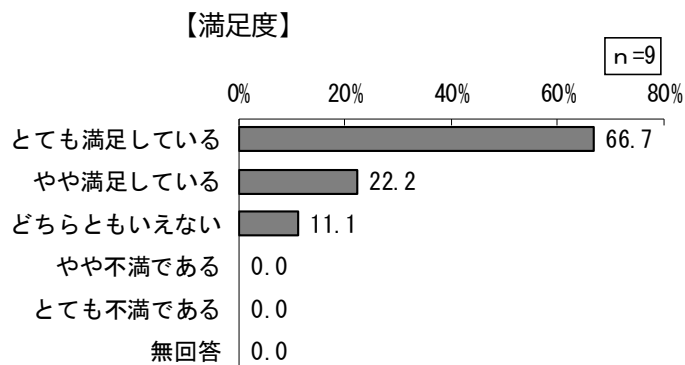
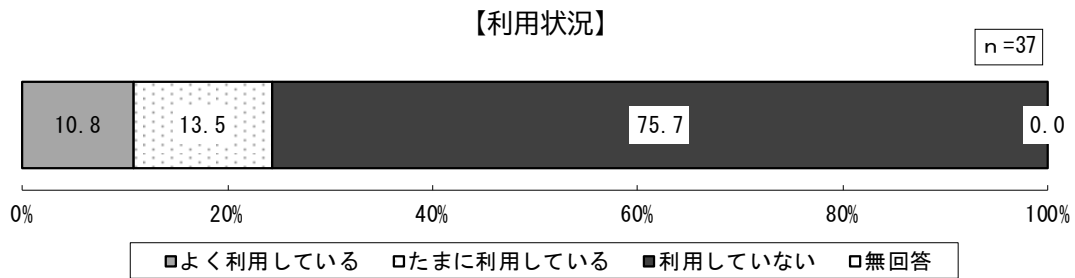


○子育て支援センターの利用状況についてみると、「(よく+たまに) 利用している」割合は24.3%となっています。

○センターを利用している方に対し、センターの満足度について尋ねたところ、「(とても+やや) 満足している」が88.9%（8人）となっています。

○センターを利用していない方に対し、センターを利用していない理由について尋ねたところ、「特に利用する必要がない」が64.3%と最も高くなっています。

■子育て支援センター「あそびのひろば」「すきっぷくらぶ」の利用について（就学前児童保護者）

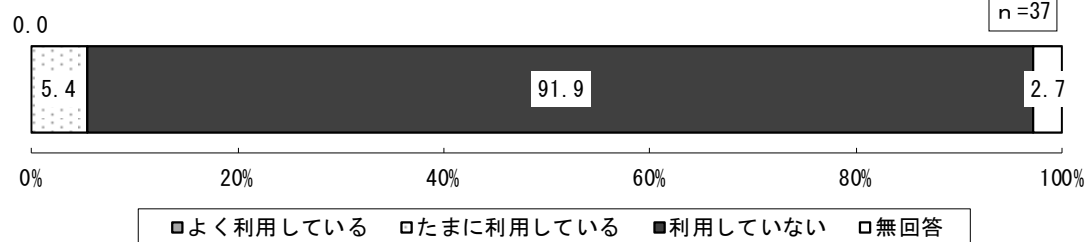


○ファミリー・サポート・センターの利用状況をみると、「(よく+たまに) 利用している」割合は就学前児童保護者、小学生保護者ともに5%程度となっており、ほとんどの方は利用していない状況がうかがえます。

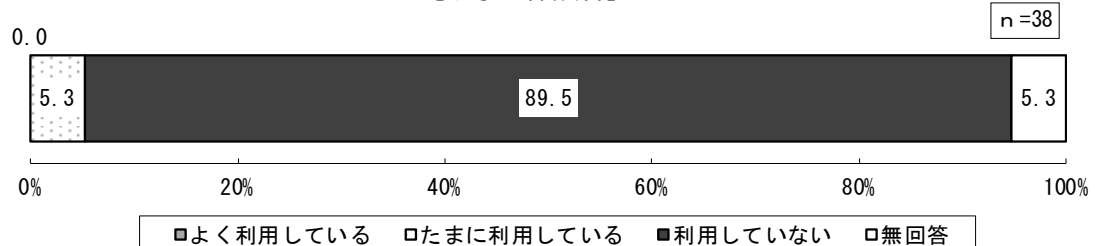
○センターを利用していない理由について尋ねたところ、就学前児童保護者(73.5%)、小学生保護者(85.3%)ともに「特に利用する必要がない」が最も高くなっています。

■ファミリー・サポート・センターの利用状況

【就学前児童保護者】

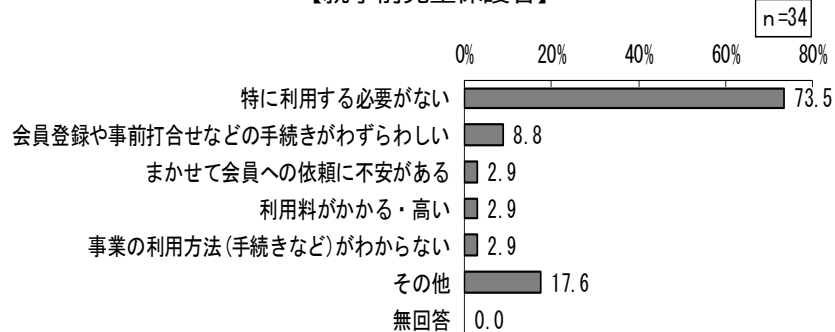


【小学生保護者】

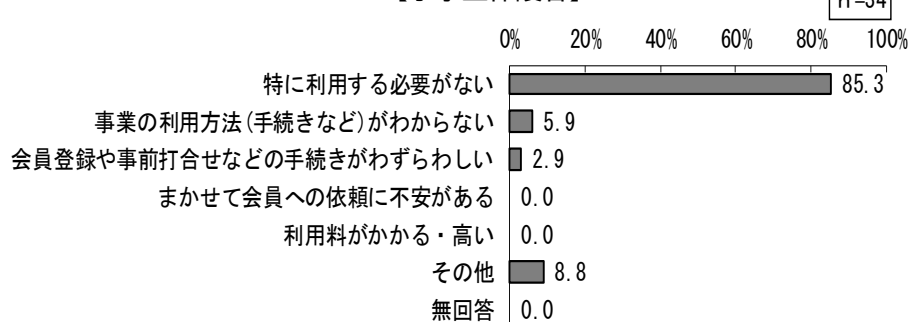


■ファミリー・サポート・センターを利用していない理由（複数回答）

【就学前児童保護者】

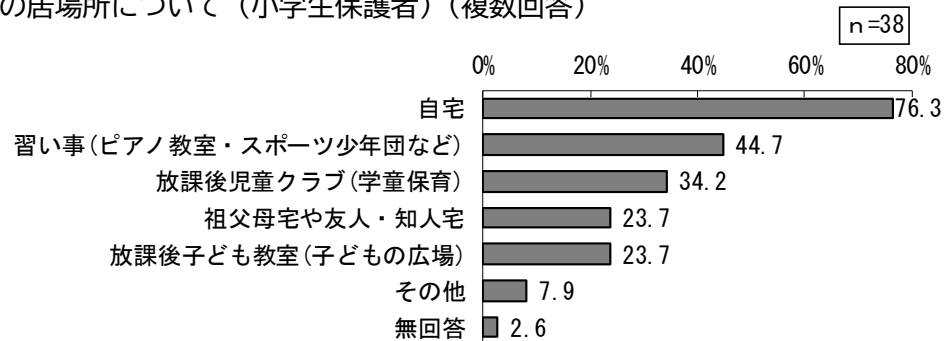


【小学生保護者】



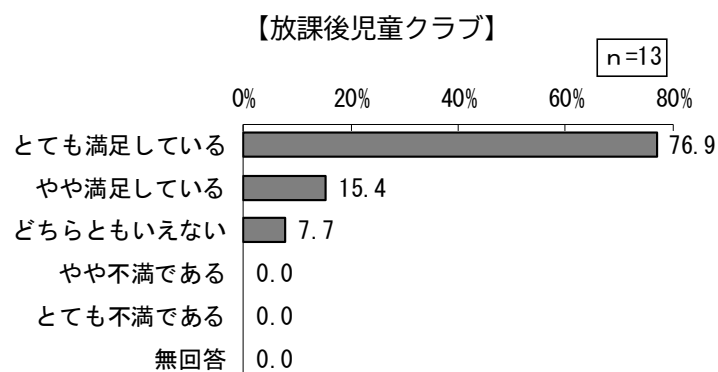
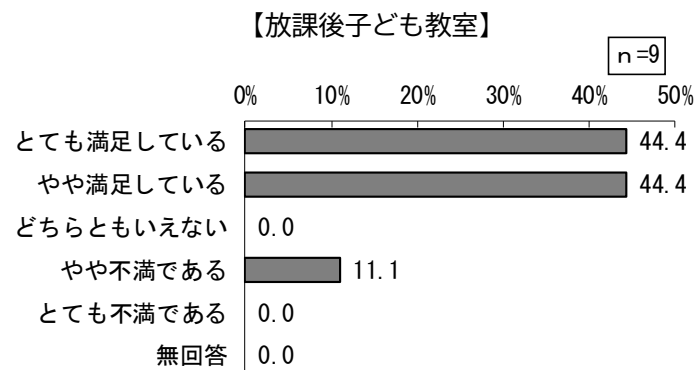
○小学生のお子さんの、平日における放課後の居場所について尋ねたところ、「自宅」が76.3%と最も高く、次いで「習い事」(44.7%)、「放課後児童クラブ」(34.2%)と続きます。

■放課後の居場所について（小学生保護者）（複数回答）



○放課後子ども教室・放課後児童クラブの満足度について尋ねたところ、放課後子ども教室では88.8%（8人）が、放課後児童クラブでは92.3%（12人）が「(とても+まあ) 満足している」と回答しています。

■放課後子ども教室・放課後児童クラブの満足度（小学生保護者）



8 第二期計画の取組状況

(1) 子どもの育ちにあった健やかな成長の促進

主要施策	自己評価			
	A	B	C	D
1-1 親子の健康の確保・増進	12	-	-	1
1-2 子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進	9	-	-	-
1-3 療育体制の強化と障がい児支援の充実	8	-	-	1
1-4 不登校・いじめ対策の充実	4	-	-	-
計	33	-	-	2

A：概ね計画どおり取り組み、成果も出ている

B：概ね計画どおり取り組んだが、成果は小さい

C：あまり計画どおり取り組むことができていない

D：未実施

【D 評価の事業】

取組・事業名	評価の理由等
子育て世代包括支援センター事業	人員体制が整わず、子育て世代包括支援センターは設置できていない。
保育所等訪問支援事業	管内及び近隣市町村に指定事業所が無く現在も未実施であるが、本町へのサービス提供可能な指定事業所が出来た際には、進めていく。

(2) 子どものためになる子育て支援の充実

主要施策	自己評価			
	A	B	C	D
2-1 認定こども園の充実	9	-	-	-
2-2 地域子ども・子育て支援事業の充実	10	1	-	2
2-3 児童虐待防止対策の推進	6	-	-	-
2-4 ひとり親家庭への支援の充実	2	-	-	2
計	27	1	-	4

A：概ね計画どおり取り組み、成果も出ている

B：概ね計画どおり取り組んだが、成果は小さい

C：あまり計画どおり取り組むことができていない

D：未実施

【D 評価の事業】

取組・事業名	評価の理由等
利用者支援事業	必要な事業であるため、子ども家庭センター設置に向け検討していく。
病児保育事業	実勢体制が整えることが困難で実施できていないが、事業の実施に向けた実施体制の確保に努めていく。
母子自立相談員の設置	人材確保が困難な状況であるが、人材確保に努めていく。
ひとり親家庭生活支援事業	必要な事業であるため。実施に向けて検討を続ける。

(3) 子どもと大人が学び成長する環境の向上

主要施策	自己評価			
	A	B	C	D
3-1 子どもの個性と可能性を伸ばす体験・交流の充実	10	1	-	-
3-2 生きる力を育む教育環境の充実	10	-	-	-
3-3 家庭と地域の育てる力の育成	8	-	-	1
計	28	1	-	1

A：概ね計画どおり取り組み、成果も出ている

B：概ね計画どおり取り組んだが、成果は小さい

C：あまり計画どおり取り組むことができていない

D：未実施

【D 評価の事業】

取組・事業名	評価の理由
子育てサークル等への支援	子育てサークルが解散したことにより未実施。需要があれば、今後も子育て支援センターと連携し継続していく。

(4) 安心して子育てができる地域・生活環境の整備

主要施策	自己評価			
	A	B	C	D
4-1 子どもの安全の確保	9	-	-	-
4-2 子育てを支援する生活環境の整備	4	1	-	-
4-3 仕事と生活の調和の推進	2	-	-	3
計	15	1	-	3

A：概ね計画どおり取り組み、成果も出ている

B：概ね計画どおり取り組んだが、成果は小さい

C：あまり計画どおり取り組むことができていない

D：未実施

【D 評価の事業】

取組・事業名	評価の理由
商業者への育児休業制度等の周知	労働局から商業者へ周知しているため、町では周知を行わなかった。
町事業主行動計画の推進	計画期間終了後、更新がされていない。現在の状況を把握・分析し計画の更新を行う。
農業・酪農世帯の子育てと仕事の両立支援	相談等が無いため未実施。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

幌延町が目指す子ども・子育て支援のテーマ（基本理念）は、第二期計画の理念を引き継ぐとともに、こども基本法の理念を踏まえ、以下のとおりとします。

子ども・親・地域が手をつなぎ、のびのび育つまち ほろのべ
～こどもまんなか社会の実現に向けて～

2 基本的な視点

計画を推進する上での基本的な視点を以下のとおりとします。

（１）子どもの最善の利益の追求

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

（２）親としての成長の支援

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、保護者の育児を肩代わりするものではなく、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指します。

（３）地域全体での支え合い

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていくことを目指します。

3 基本目標

計画が目指す基本的な方向性として、以下の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 子どもの育ちにあった健やかな成長の促進

妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を図り、母子の心身の健康確保に努めます。また、一人ひとりが持つ能力や個性を伸ばしていくことができるよう、子どもの発達・成長段階に応じたきめ細かな支援を行います。

基本目標2 子どものための子育て支援の充実と権利擁護

子どもの幸せを第一とし、子どもが健やかに成長していくことができるよう、幼児期における質の高い教育・保育及び多様な保育事業を提供します。また、関連する分野の関係機関等が連携しながら、子どもが持つ権利を守り、子育て家庭が抱える様々な困難や課題等に寄り添った包括的な支援の充実を図ります。

基本目標3 子どもと大人が学び成長する環境の向上

地域全体で子どもを育てていくまちづくりを推進するため、地域における多様な体験機会の創出や「生きる力」を育む学校教育の充実を図るとともに、様々な機会を通じて家庭の教育力の向上や地域人材の育成・確保を図ります。

基本目標4 安心して子育てができる地域・生活環境の整備

子どもが安心して安全に暮らしていくことができる生活環境の計画的な整備を推進するとともに、地域全体で子どもや子育て家庭を見守る体制づくりを推進します。また、関係機関と連携し、子育てと仕事の両立しやすい就労環境の整備に努めます。

子ども・親・地域が手をつなぎ、のびのび育つまち
 ほろのべ
 〓子どもまんなか社会の実現に向けて〓

1 子どもの育ちにあった健やかな成長の促進

- 1-1 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築
- 1-2 子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進
- 1-3 療育体制の強化と障がい児支援の充実
- 1-4 不登校・いじめ対策の充実

子どもの最善の利益の追求

2 子どものための子育て支援の充実と権利擁護

- 2-1 認定こども園等の充実
- 2-2 地域子ども・子育て支援事業等の充実
- 2-3 児童虐待防止対策の推進
- 2-4 ひとり親家庭への支援の充実

親としての成長の支援

3 子どもと大人が学び成長する環境の向上

- 3-1 子どもの個性と可能性を伸ばす体験・活動の充実
- 3-2 生きる力を育む教育環境の充実
- 3-3 家庭と地域の育てる力の養成

地域全体での支え合い

4 安心して子育てができる地域・生活環境の整備

- 4-1 子どもの安全の確保
- 4-2 子どもの居場所づくりの推進
- 4-3 子育てを支援する生活環境の整備
- 4-4 仕事と生活の調和の推進

第2部 各 論

第1章 子どもの育ちにあった健やかな成長の促進

1-1 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築

妊娠時から出産、乳児期、幼児期にわたる切れ目のない支援に向け、母子保健活動等を通じて発達段階に応じたきめ細かな指導や情報提供を行うとともに、必要に応じて専門的な支援につなげるにより、母子の健康確保と育児に対する不安の軽減、障がい等の早期発見・早期療育を図ります。

取組・事業	事業概要	担当
子育て世代包括支援センター事業	実施体制の確保に努め、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行います。	保健福祉課 (保健推進係)
不妊治療費助成事業	不妊治療又は不育症治療を受けているご夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊及び不育症で悩むご夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課 (保健推進係)
母子健康手帳の交付及び妊婦への保健指導	母子の健全な育成のため、母子健康手帳の交付は保健師もしくは栄養士が担当し、妊娠期の保健指導を行うとともに、妊娠期から就学までの母子保健事業を紹介し、継続した支援につなげます。 また、妊娠・出産・育児期の母子の健康と成長の記録を、より簡易に、かつ有効活用できる仕組みや方法について検討します。	保健福祉課 (保健推進係)
伴走型相談支援 (妊婦等包括相談支援事業)	妊娠届出時や妊娠6か月時の支援レター、妊娠8か月時の電話支援及び新生児訪問の機会を活用し、情報提供や相談対応等を行うとともに必要な支援につないでいきます。	保健福祉課 (保健推進係)
妊婦のための支援給付	妊娠や出産、子育てに関わる家庭の負担を軽減するため、経済的支援を伴走型相談支援と一体的に実施します。	保健福祉課 (保健推進係)
産後ケア事業	産後の母子の心身の健康を支え、育児の不安を軽減するため、産婦の身体的回復を支援するケア、授乳指導や育児相談等を実施します。	保健福祉課 (保健推進係)
妊産婦健康診査及び交通費等助成事業	妊婦に対して「健康状態の把握」や「保健指導」を実施するとともに、妊産婦の健康診査に係る医療費や交通費等を助成することにより、妊産婦の健康増進を図ります。 医療機関で実施する妊産婦健診に係る健診費用及び妊産婦健康診査、出産時の通院に係る交通費と、出産準備に要した宿泊費の一部を助成します。	保健福祉課 (保健推進係)

取組・事業	事業概要	担当
子ども医療費無償化事業	子どもの健やかな育成に向けて、高校生以下の医療費を全額助成します。	住民生活課 (生活環境係)
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児宅を保健師又は助産師等が家庭訪問し、母子の健康面や養育環境の確認、育児に関する不安や悩みの聴取、相談、子育て支援に関する情報提供等を行います。	保健福祉課 (保健推進係)
すくすく健診(乳幼児健診)	乳幼児の成長発達経過を把握し、それに応じた日常生活の自立、発達課題の獲得ができるように育児について支援するとともに、家庭を健康づくりの基盤に出来るよう、育児や疾病予防に関する情報提供等を行います。	保健福祉課 (保健推進係)
すくすく歯科検診・ブラッシング指導	幼児の歯の状態を確認するとともに、虫歯予防に対する動機付け及び栄養を含めた生活を見直す機会とします。また、ブラッシング、フッ素ジェルの使用など、歯の健康管理についての正しい知識の普及を図ります。	保健福祉課 (保健推進係)
2歳児健康相談	1歳半から3歳児までの健診のない期間に健康相談を実施することにより、子どもの成長・発達について保護者と共有し、基本的な生活習慣の確立を促す機会とします。	保健福祉課 (保健推進係)
5歳児健康相談	3歳児健診から就学までの保健事業の谷間の時期に健康相談を実施することにより、隠れた問題への早期アプローチを図ります。また、子どもの成長について保護者と共有し、自立に向けた生活習慣・5歳児としての到達度等を親子で認識する機会とします。	保健福祉課 (保健推進係)
すくすくきつず (健康支援や療育に関する指導・相談・情報提供)	乳幼児健診で筋緊張・過敏など気になるところのある子ども、発達面で経過観察中の子ども、保護者から成長・発達で相談のあった子どもを対象に、年5回、作業療法士、言語聴覚士から子どもへの関り方のアドバイスをを行います。	保健福祉課 (保健推進係)
予防接種	予防接種法に基づき定期予防接種を実施し、流行性疾患の予防を図るとともに、定期予防接種の対象外である急性耳下腺炎等の予防接種にかかる経済的負担軽減を図ります。本人もしくは保護者が予防接種について理解した上で、希望する予防接種が受けられるよう支援します。	保健福祉課 (保健推進係)

1-2 子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進

乳幼児期から思春期を迎える子どもの成長段階に即した健康課題に対応し、正しい食生活の定着、食育の推進とともに、望ましい生活習慣の定着を図るため、母子保健活動の充実を図ります。また、医療機関と連携しながら救急体制の維持及び周知を図ります。

取組・事業	事業概要	担当
もぐもぐスクール (離乳食教室)	乳児と親を対象に、栄養講話や取り分け離乳食、情報交換等を実施します。参加する母親が安心して取り組める体制づくりを進めます。	保健福祉課 (保健推進係)
離乳食訪問	生後3か月児の保護者（主に初産婦）を対象に、離乳食の進め方や離乳食づくりのコツを訪問して指導します。授乳・離乳ガイドに沿った内容で説明を行い、離乳食づくりのイメージを持ってもらうようにします。	保健福祉課 (保健推進係)
親子おやつ教室	保育認定を受けて認定こども園を利用している児童以外の2～4歳児の親子を対象に野菜や果物を使ったおやつづくりを実施し、適切なおやつの管理ができるよう情報提供を行います。開催の時期や内容等については、関係部署と連携調整を行うなど、効率的な開催に努めます。	保健福祉課 (保健推進係)
子ども料理教室	幌延地区の小学5・6年生を対象に料理教室を開催します。学校・教育委員会と連携を図りながら、栄養教諭による食育支援との役割分担を検討しながら、魅力ある内容の実施に努め、参加促進を図ります。	保健福祉課 (保健推進係)
親子料理教室	問寒別地区食生活改善推進協議会員が中心となり実施する調理実習に、管理栄養士が参加し栄養講話を行います。講話の内容及び対象年齢等について協議会員と調整しながら、望ましい食生活の啓発の機会とします。	保健福祉課 (保健推進係)
おひさま子育て会	週一日開催している「おひさま子育て会」に合わせ、遊びの提供を行います。	保健福祉課 (保健推進係)
小学校での食育の推進	ふれあい給食会や給食だよりの発行等により、児童や保護者に望ましい食生活の啓発を行います。献立になるべく地場産・道産・国産食材を取り入れることにより、食への関心と感謝の念の醸成を図ります。	教育委員会 (総務学校係) (学校給食センター)
思春期保健対策	保健福祉課と連携しながら、各小中学校の「体育科や保健・体育科」の授業の中で、薬物乱用防止、飲酒・喫煙の防止、性に関する指導を行います。	教育委員会 (総務学校係)
夜間・休日等の小児救急体制の強化	町国保診療所において、1次医療機関として夜間・休日の救急診療に対応するとともに、2次、3次救急医療機関との連携強化を図ります。また、保健福祉課において、随時、電話・来所相談等に対応。必要に応じ、情報提供・小児科受診勧奨などを行います。	国保診療所 保健福祉課 (保健推進係)

1-3 療育体制の強化と障がい児支援の充実

子どもたちの個性と能力を最大限伸ばすことができるよう、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな療育の充実を図ります。また、地域及び関係者における障がいに対する理解を深めつつ、専門機関等との連携のもと、一人ひとりの将来を見据えた一貫した支援の充実に努めます。

取組・事業	事業概要	担当
すくすくきつず (再掲)	乳幼児健診で筋緊張・過敏など気になるところのある子ども、発達面で経過観察中の子ども、保護者から成長・発達で相談のあった子どもを対象に、年5回、作業療法士、言語聴覚士から子どもへの関り方のアドバイスをを行います。	保健福祉課 (保健推進係)
障がい児保育事業	障がいのある子どももいない子どもも、集団の中で共に育ち学んでいけるよう、障がい児を受け入れる保育施設を拡充するとともに、相談及び支援体制の充実を図ります。	保健福祉課 (認定こども園) (子育て支援センター)
留萌北部地域子ども 発達支援センターと の連携・活用	3町(天塩町・遠別町・幌延町)共同設置による留萌北部地域子ども発達支援センターと連携し、専門的な支援体制の確保・充実を図ります。	保健福祉課 (社会福祉係)
児童発達支援事業	就学前の障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、一人ひとりの状況に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。	保健福祉課 (社会福祉係)
放課後等デイサービス	学校に通学する障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。 町広報誌やパンフレット等により、制度の周知を図ります。	保健福祉課 (社会福祉係)
特別支援教育の充実	特別支援教育支援員の配置や特別支援教育連携協議会の設置・子育てファイルの運用及び個別支援計画の作成・活用等により、障がいの特性に応じたきめ細かな教育的支援の充実に取り組みます。	教育委員会 (総務学校係)
障がい児相談支援事業	障がい児福祉に関する様々な問題等の一般的な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うほか、障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。	保健福祉課 (社会福祉係)

取組・事業	事業概要	担当
保育所等訪問支援事業	現在、管内及び近隣市町村に指定事業所が無いことから、サービス提供が困難な状況ですが、本町へのサービス提供可能な指定事業所が出来た際には、障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、認定こども園などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や認定こども園などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。	保健福祉課 (社会福祉係)
合理的配慮の推進	認定こども園や学校、地域等において、合理的配慮に対する理解を深めながら、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた配慮が提供される環境づくりを推進します。	保健福祉課 (認定こども園) (子育て支援センター) 教育委員会 (総務学校係)

1-4 不登校・いじめ対策の充実

対応が必要なケースが多様化していることから、学校に心のケアを行う専門的な人材を配置し、学校・家庭・地域が連携しながら、不登校やいじめ、心の問題等に関する悩み等を抱える児童・生徒への対応の充実を図るとともに、SNS等の適切な利用についての教育を行います。また、児童・生徒がSOSを出すことができ、周囲の大人が気づき、対応することができる環境づくりを推進します。

取組・事業	事業概要	担当
子どもの心サポート相談員の配置	児童生徒が悩みや不安を打ち明けられ、寄り添うことができる第三者として、子どもの心サポート相談員を中学校に配置し、心のケア、相談体制の充実を図ります。	教育委員会 (総務学校係)
いじめ対応マニュアルの活用	「幌延町いじめ防止基本方針」及びいじめ対応マニュアルに基づく対策強化を図るとともに、基本方針、マニュアルの周知と活用促進を図り、幅広い主体による取組の推進と迅速な対応に努めます。さらに子どもたちの主体的な取組を進め、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識の徹底に努めます。	教育委員会 (総務学校係)
情報モラル教育の推進	発達段階に応じたカリキュラムに基づき、情報社会の特性を理解し、情報化の影の部分に対応し、適正な活動ができる考え方や態度を身に付けるための学習を行うなど、児童生徒の情報モラルの向上に向けた取組を推進します。	教育委員会 (総務学校係)
SOSを発信でき、気づくことができる環境づくり	学校教育や様々な場や機会において、困難等に直面した場合に周囲に助けの声をあげられることを目標として、関係各課と連携を図り、保健師等による授業・講座等を実施します。また、SOSに気づき、受け止めることができるよう、教職員に対する研修や保護者に対する啓発等を行います。	教育委員会 (総務学校係)

第2章 子どものための子育て支援の充実と権利擁護

2-1 認定こども園等の充実

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる認定こども園において、子ども一人ひとりに対しての関わりを深めることができるよう、職員研修の充実等により保育の質を高めるとともに、子育て支援での事業や一時預かり保育等において、保護者への支援も今まで以上に手厚くしていくなど、多様なニーズに対応した質の高い教育・保育の充実を図ります。

取組・事業	事業概要	担当
認定こども園の運営	多様化する教育・保育ニーズに対応することができる認定こども園を運営します。	保健福祉課 (認定こども園)
職員研修の充実	教育・保育の質のさらなる向上を図るため、認定こども園職員に対する研修機会を拡充し、職員の専門性の向上を図ります。	保健福祉課 (認定こども園)
延長保育事業	認定こども園を利用する子どもの通常の利用時間及び預かり保育事業利用時間の前後の時間において、延長して保育を実施します。	保健福祉課 (認定こども園)
預かり保育事業	幼児教育認定を受けて認定こども園を利用している子どもの保護者の病気や家族の看護、就労等により、降園時間以降の家庭保育が困難となる子どもを預かります。	保健福祉課 (認定こども園)
一時預かり事業	認定こども園に入園していない子どもの保護者がパート就労、職業訓練等、又は保護者の病気や家族の看護等により、一時的に家庭保育が困難となる子どもを預かります。	保健福祉課 (子育て支援センター)
障がい児保育事業 (再掲)	障がいのある子どももいない子どもも、集団の中で共に育ち学んでいけるよう、障がい児を受け入れる保育施設を拡充するとともに、相談及び支援体制の充実を図ります。	保健福祉課 (認定こども園) (子育て支援センター)
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が気軽に集い、相互交流や、子育てについての相談ができる場を提供するとともに、子育てに関する情報提供、助言その他の援助を行い育児の悩みや不安の解消を図ります。 また、認定こども園に在籍していない乳幼児と保護者を対象に、保育士が提案する親子遊びを通して楽しさを共感し、望ましい親子の関わりが持てるよう支援を行うほか、認定こども園及び問寒別へき地保育所に在籍する児童や地域の高齢者、学生等との交流を行います。	保健福祉課 (子育て支援センター)
認定こども園・小学校職員の交流学習・合同研修会等の開催	保育内容・教育内容について相互理解を深め、子どもの発達の段階を踏まえた適切な指導・支援を行うために交流学習や合同研修会等を実施します。	保健福祉課 (認定こども園) 教育委員会 (総務学校係)

取組・事業	事業概要	担当
子育てのための施設等利用給付	令和元年10月から始まった「教育・保育の無償化」に伴う「子育てのための施設等利用給付」の実施について、保護者の経済的負担の軽減や利便性に配慮し、過誤請求等の未然防止に努め、公平かつ適正に行います。	保健福祉課 (社会福祉係) (認定こども園)
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (令和8年4月実施予定)	保護者の就労要件などを問わず生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用枠で認定こども園に通わせることができる「こども誰でも通園制度」を実施し、適切な遊び及び生活の場を与えとともに、保護者に対して情報提供・助言等の援助を行います。	保健福祉課 (認定こども園)

2-2 地域子ども・子育て支援事業等の充実

子どもたちが地域の中で健やかに成長し、また、地域全体で子育てを支援するため、地域子ども・子育て支援事業等の充実を図ります。

取組・事業	事業概要	担当
出産祝金及び養育手当の支給	子育て家庭の育児支援の強化と生活の安定を図るため、出産祝金と養育手当を支給します。	保健福祉課 (社会福祉係)
利用者支援事業	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	保健福祉課 (社会福祉係) (子育て支援センター)
子育て講演事業	子育て世代を対象に、子育てに関する専門知識を有した講師を招き、講演会等を実施するほか、関係機関と連携しながら、子育てに必要な情報や子育てのヒントについての子育て講座を実施します。	保健福祉課 (子育て支援センター)
延長保育事業 (再掲)	認定こども園を利用する子どもの通常の利用時間及び預かり保育事業利用時間の前後の時間において、延長して保育を実施します。	保健福祉課 (認定こども園)
預かり保育事業 (再掲)	幼児教育認定を受けて認定こども園を利用している子どもの保護者の病気や家族の看護、就労等により、降園時間以降の家庭保育が困難となる子どもを預かります。	保健福祉課 (認定こども園)
一時預かり事業 (再掲)	認定こども園に入園していない子どもの保護者がパート就労、職業訓練等、又は保護者の病気や家族の看護等により、一時的に家庭保育が困難となる子どもを預かります。	保健福祉課 (子育て支援センター)

取組・事業	事業概要	担当
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)(再掲)	乳幼児及びその保護者が気軽に集い、相互交流や、子育てについての相談ができる場を提供するとともに、子育てに関する情報提供、助言その他の援助を行い育児の悩みや不安の解消を図ります。 また、認定こども園に在籍していない乳幼児と保護者を対象に、保育士が提案する親子遊びを通して楽しさを共感し、望ましい親子の関わりが持てるよう支援を行うほか、認定こども園及び問寒別へき地保育所に在籍する児童や地域の高齢者、学生等との交流を行います。	保健福祉課 (子育て支援センター)
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保するとともに、その健全な育成に向けて、支援員の確保に努めつつ、保護者で組織する運営協議会が安定的に運営できるよう支援を行います。	保健福祉課 (社会福祉係)
病児保育事業	利用ニーズはあるものの、実施体制を整えることが困難な状況です。本計画期間において、地域ニーズの動向を注視しながら、事業の実施に向けた実施体制の確保に努めます。なお、病後児については、ファミリー・サポート・センターで受け入れます。	保健福祉課 (社会福祉係)
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	通院や地域活動への参加等により子どもの保育ができない時、保護者に代わって短時間の保育サービスを行う町民の主体的な子育て援助活動支援事業を実施し、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 まかせて会員数の確保や利用促進に向けて、PR 方法やニーズに応じた利用内容の見直しを行います。	保健福祉課 (子育て支援センター)
乳児家庭全戸訪問事業(再掲)	生後4か月までの乳児宅を保健師又は助産師等が家庭訪問し、母子の健康面や養育環境の確認、育児に関する不安や悩みの聴取、相談、子育て支援に関する情報提供等を行います。	保健福祉課 (保健推進係)
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭における適切な養育の確保を図ります。	保健福祉課 (保健推進係)
妊産婦健康診査及び交通費等助成事業(再掲)	妊婦に対して「健康状態の把握」や「保健指導」を実施するとともに、妊産婦の健康診査に係る医療費や交通費等を助成することにより、妊産婦の健康増進を図ります。医療機関で実施する妊産婦健診に係る健診費用及び妊産婦健康診査、出産時の通院に係る交通費と、出産準備に要した宿泊費の一部を助成します。	保健福祉課 (保健推進係)

2-3 児童虐待防止対策の推進

保健・福祉・教育等の関係機関が相互に連携を図り、虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見及び迅速かつ適切な対応につなげます。

また、町民の児童虐待に関する知識の普及や意識醸成を図るとともに、地域全体で見守る体制の充実を図ります。

取組・事業	事業概要	担当
養育支援訪問事業 (再掲)	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭における適切な養育の確保を図ります。	保健福祉課 (保健推進係)
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する「子育て世帯訪問支援事業」について、対象となる児童の実態把握に努めつつ、事業の必要性及び実施について検討します。	保健福祉課
子どもサポート相談会議 (要保護児童対策地域協議会)	特別支援教育連携協議会との協力・連携を図りながら、学校、教育委員会、社会福祉係、保健推進係、認定こども園、へき地保育所、民生委員等で構成する「子どもサポート相談会議(幌延町要保護児童対策地域協議会)」において、ケース会議を行い、個々の様々な課題に必要な支援と適切な対応につなげます。	保健福祉課 (社会福祉係) 教育委員会 (総務学校係)
関係機関との連携による早期発見と適切な対応	認定こども園や学校、医療機関など関係機関と連携し、子どもの変化等から虐待の早期発見につなげます。また、児童相談所等との連携により、一時保護等の実施が適当であると判断した場合など、専門性や権限を要する場合における適切かつ迅速な対応につなげます。	保健福祉 (社会福祉係)
児童虐待防止法の周知	地域住民が児童虐待について理解を図りつつ、その疑いがある場合の通報義務や親の体罰禁止等について、パンフレットを配置するなどして周知を図ります。	保健福祉課 (社会福祉係)
子どもへの暴力防止プログラムの実施	子どもを対象に、自らが虐待・誘拐・いじめ等から身を守る意識を養うことを目的とした講座の充実を図ります。また、各学校の「道徳」の授業や人権教室、その他教育活動、集団活動の中で仲間づくりや助け合いの心を育む活動の推進を図ります。	保健福祉課 (社会福祉係) 教育委員会 (総務学校係)
各種相談窓口の周知・情報提供	保健福祉課に設置している児童相談窓口や子育て支援センターなど虐待に関する相談窓口の充実及び周知を図ります。また、関係機関等が実施する相談に関する情報提供を行います。	保健福祉課 (社会福祉係)

取組・事業	事業概要	担当
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童等の、家庭や学校以外の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する「児童育成支援拠点事業」について、対象となる児童の実態把握に努めるとともに、必要に応じて事業の運営方法、実施内容等、提供体制の検討を進めます。	保健福祉課
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する「親子関係形成支援事業」について、対象となる児童の実態把握に努めつつ、事業の必要性及び実施について検討します。	保健福祉課

2-4 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、経済的自立及び生活支援の充実を図ります。

取組・事業	事業概要	担当
ひとり親家庭等医療給付事業	ひとり親家庭等の父母及び18歳未満の児童（大学等に在学の場合は、20歳に達した日の属する月末まで）を対象に、医療にかかる費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	住民生活課 （生活環境係）
児童扶養手当制度の周知	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための児童扶養手当の支給要件など制度について、町広報誌、パンフレットにより周知を行います。	保健福祉課 （社会福祉係）
母子自立相談員の設置	ひとり親家庭に対し、生活一般や就業、その他自立に必要な相談支援及び指導を行う母子自立相談員の人材確保に努めます。	保健福祉課 （社会福祉係）
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、ひとり親家庭の地域での生活について総合的に支援を行う事業の実施を検討します。	保健福祉課 （社会福祉係）

第3章 子どもと大人が学び成長する環境の向上

3-1 子どもの個性と可能性を伸ばす体験・活動の充実

子どもが「ほろのべ」のことや親のことを知る機会、自然や本に親しみ豊かな人間性を育む機会、異年齢の子どもたちが一緒に活動する機会など、多様な体験・活動の場・機会を設定して参加を促進します。

取組・事業	事業概要	担当
芸術・文化に触れる機会の充実	各種芸術鑑賞会やコンサートの開催、芸術・文化情報の提供等を行い、子どもたちが優れた芸術・文化に触れる機会の拡充を図ります。	教育委員会 (社会教育係)
郷土芸能伝承活動の支援	郷土芸能の普及と継承を図るため、関係団体等と連携し、後継者の育成と伝承が図られるよう支援します。	教育委員会 (社会教育係) 総務企画課 (企画振興係)
ふるさと自然体験活動の充実(チャレンジ教室・ワラベンチャー問寒クラブ)	地域の豊かな自然を活かした様々な体験活動を通して、地域とふれあい親しみ、異世代間の交流を深めるとともに、郷土を見つめ直す機会の充実を図ります。	教育委員会 (社会教育係)
各種スポーツ活動・大会の充実	スポーツ少年団の育成及び活動を支援します。また、マラソンやスキー、水泳、球技等の各種スポーツ大会を開催し、スポーツ活動を通じた身心の健全育成と交流機会の拡充を図ります。	教育委員会 (社会教育係)
読書活動の推進	子ども読書推進計画に基づき、図書室の機能や図書の充実を図るとともに、様々な企画展等の開催や道立図書館の市町村支援事業等の活用、関係機関との連携による事業を実施し、読書活動の推進に努めます。	教育委員会 (社会教育係)
町外活動への参加支援	各学校と連携しながら、少年の主張や青年体験活動推進事業など、町外における各種活動への参加を奨励します。	教育委員会 (社会教育係)
指導者の育成・確保	関係団体と連携を密にして各種スポーツ指導者の養成について支援します。また、青少年自然体験指導者、青年活動リーダー養成事業等への参加奨励及び各種研修についての情報提供を行います。	教育委員会 (社会教育係)
エネルギー関連施設見学会	児童生徒が科学に興味を持ち、エネルギーや環境問題についての認識を深めてもらうため、関係研究機関との連携により、町内の小中学生を対象にエネルギー関連施設の見学会を実施します。	総務企画課 (企画振興係)
おもしろ科学館	子どもたちを対象に科学のおもしろさを楽しく体験しながら科学技術やエネルギーの重要性を学ぶことができる場を提供し、身近な科学やエネルギーへの理解を促すことを目的として開催します。	総務企画課 (企画振興係)

取組・事業	事業概要	担当
工作実験教室	工作や実験を通じて科学やエネルギーに対する関心を高めるため、幌延深地層研究センターの協力により、工作実験教室を開催します。	総務企画課 (企画振興係)
子どもボランティア活動の推進	子ども会を中心とした、地域のボランティア活動を推進します。	教育委員会 (社会教育係)

3-2 生きる力を育む教育環境の充実

学力と体力、人間性を含めて生きる力を育むことを目標に、教育内容・施設など教育環境の充実を図ります。幌延中学校区の義務教育学校開校に向けて、円滑で充実した教育活動の計画、実施のため、引き続き学校運営協議会等により連携を図ります。また、特色となる教育活動の情報教育や外国語教育についても、町情報教育センターとの連携や支援員の活用により一層の充実に向けて取り組みます。

取組・事業	事業概要	担当
確かな学力の向上	「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善やＩＣＴの効果的な活用、ＴＴ（チームティーチング）によるきめ細やかな指導をとおして、個別最適な学びや共同的な学びの充実を図ります。また、児童生徒の学習意欲の向上と基礎的・基本的な知識・技術の確実な定着を図ること、及び保護者負担の軽減を目的に「漢検」と「英検」の受検料の全部又は一部を助成します。	教育委員会 (総務学校係)
豊かな心と健やかな体の育成	他人を思いやる心や生命を尊重する心、公平さを重んじる心等を育むため、「考え、議論する道徳」の授業づくりを推進します。また、「体力向上プラン」に基づく運動習慣の確立や体力向上に向けた体育科の授業改善等の取組を推進します。	教育委員会 (総務学校係)
外国語教育の推進	A L Tの派遣や学習支援員の配置により、外国語教育(教科)を通じて、国際理解を深め、対話をとおした音声に慣れ親しむ学習活動を実施し、国際化に対応した人材の育成を進めます。	教育委員会 (総務学校係)
郷土学習の充実	地域の特性を活かした様々な活動への参加や体験学習を推進するとともに、社会科副読本の活用により郷土学習の充実を図ります。	教育委員会 (総務学校係)
学校施設の整備	児童生徒等の学習・生活の場である学校施設や設備の計画的な補修を進めます。また、幌延中学校区の義務教育学校開校に向けた計画的な整備を進めます。	教育委員会 (総務学校係)
情報教育の推進	児童生徒にこれからの時代を生きていく上で基盤となる資質や能力である情報活用能力を身に付けさせるため、発達段階に応じた情報教育と計画的なＩＣＴの環境整備を実施するとともに、幌延情報教育センターと連携し、情報教育のより一層の推進を図ります。	教育委員会 (総務学校係)

取組・事業	事業概要	担当
開かれた学校運営	各学校において、学校運営協議会の設置・運営に取り組み、地域に開かれた学校の運営の一層の推進を図ります。	教育委員会 (総務学校係)
学校給食の充実	安全安心な給食を提供するため、学校給食センターの設備・備品等の計画的な更新や食事内容、給食環境の改善、学校給食アレルギー対応マニュアルに基づいたアレルギー対応食等の衛生管理体制の充実を図ります。また、町の基幹産業である酪農から生産される牛乳の消費拡大や地産地消による地域食材への理解と郷土愛の醸成を図ることとあわせて、安心・安全で質の良い給食を安定的に供給し、かつ、保護者世帯の負担軽減を図ることを目的に、児童生徒に係る牛乳代相当額を助成します。	教育委員会 (総務学校係) (学校給食センター)
食育の推進	児童生徒が健康的な食生活を営むことができる知識を身に付けるため、家庭や地域と連携しながら食育を推進します。	教育委員会 (総務学校係) (学校給食センター)
情報モラル教育の推進（再掲）	発達段階に応じたカリキュラムに基づき、情報社会の特性を理解し、情報化の影の部分に対応し、適正な活動ができる考え方や態度を身に付けるための学習を行うなど、児童生徒の情報モラルの向上に向けた取組を推進します。	教育委員会 (総務学校係)

3-3 家庭と地域の育てる力の養成

家庭教育を支援する取組や地域における子育て支援活動の推進を図るとともに、地域における人材の活用や学校・家庭・地域が共に活動する機会の創出、児童健全育成活動など、地域ぐるみの教育活動を推進します。

取組・事業	事業概要	担当
家庭教育学級	子どもの望ましい成長や発達を促すため、レクリエーションや家庭教育セミナーを開催するなど、より良い家庭教育のあり方について学習する機会の充実を図ります。PTAとの連携などを行いながら、効果的な事業を展開します。	教育委員会 (社会教育係)
青少年健全育成連絡協議会	各種関係機関・組織と連携し、青少年の非行防止と安全指導対策等について情報交換するとともに、青少年の健全育成活動を推進します。	教育委員会 (社会教育係)
学校・家庭・地域の連携した活動の推進	子育て家庭の地域でのつながりづくりと子どもの多様な体験・交流を創出するため、学校・家庭・地域が連携した活動を推進します。	教育委員会 (総務学校係)
放課後子ども教室	放課後子どもプラン推進事業を活用し、子どもたちの安全・安心な遊び場の確保や、スポーツ・文化・体験活動に接する機会を提供し、地域の大人たちとの交流を深めるとともに、地域の教育力の再生を図ります。	教育委員会 (社会教育係)

取組・事業	事業概要	担当
町内PTA研究大会	より良い青少年の育成や教育環境の整備、父母と学校との協力体制等に関する研究協議、活動を支援します。	教育委員会 (社会教育係)
子育てサークル等への支援	生涯学習センター機能を利用し、子育て世代への情報交換等の場を提供します。	教育委員会 (社会教育係)
図書室を活用した子育て支援	図書室を利用し、紙芝居や絵本の読み聞かせ等を通じて、幼少年の情操の涵養を図ります。	教育委員会 (社会教育係)
子育て支援ボランティアの育成・活用	子育て支援活動の情報を提供するとともに、地域社会におけるボランティアの役割とその意識の高揚を図り、子育て支援ボランティアの育成に努めます。また、地域における主体的な活動を行う団体を支援します。 併せて、ボランティア活動の場・機会を創出し、活動の活性化を図ります。	保健福祉課 (社会福祉係) (子育て支援センター)
家庭教育サポート企業制度の推進	家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業と北海道教育委員会とが協定を結び、家庭教育の一層の推進を図る「家庭教育サポート企業制度」における町内事業所の取組及び新規登録を促進します。	教育委員会 (社会教育係)

第4章 安心して子育てができる地域・生活環境の整備

4-1 子どもの安全の確保

交通安全や防犯などの安全対策としては、認定こども園や学校での教育活動・啓発を引き続き推進します。あわせて、町民や団体など地域の安全活動の取組により、安全なまちづくりを推進するとともに、幌延町安全で安心なまちづくり推進協議会を中心に、より安全で安心なまちづくりを進めます。さらに、自然災害等から命を守るための防災体制の強化や防災教育の推進、防災備蓄の充実を図ります。

取組・事業	事業概要	担当
安全で安心なまちづくり推進条例に基づく活動の推進	平成22年度に策定した「安全で安心なまちづくり推進基本計画」（平成30年7月改定）に基づいた取組を推進します。	住民生活課 （生活環境係）
交通安全教室	教育・保育施設や小学校において、交通安全教室を開催し、交通ルールの習得と交通安全意識の高揚を図ります。	住民生活課 （生活環境係） 保健福祉課 （認定こども園） 教育委員会 （総務学校係）
交通安全活動	P T A や交通安全推進協議会等が行う街頭指導や交通整理等の交通安全活動を促進します。	住民生活課 （生活環境係）
教職員の交通安全・防犯研修	教職員対象の交通安全、防犯講習会を開催し、交通安全、防犯に向けた知識の習得を図り、児童生徒への指導に活かします。	教育委員会 （総務学校係）
ほろのべ防犯ステーションの活用	町内に20か所設置されている「ほろのべ防犯ステーション」について、広報による周知及び啓発活動を実施し、活用を促進します。	住民生活課 （生活環境係）
チャイルドシート着用促進助成事業	乳幼児の保護者等に対してチャイルドシートを貸与及び購入費を一部補助することにより、交通事故被害軽減を図ります。	住民生活課 （生活環境係）
幌延町安全で安心なヘルメット着用支援	小学校就学児童に対して、ヘルメットを支給し、自転車乗車時等の安全確保を図ります。 小学4年生から中学1年生までの子どもに対して、購入ヘルメット代金の一部を支援し、ヘルメット着用を推進します。	住民生活課 （生活環境係）
学校における防犯意識の啓発	青少年健全育成連絡協議会や子ども見守り隊、パトロールボランティア等関係機関・団体との連携による防犯活動を推進します。また、各小中学校において防犯講習会の実施や監視カメラ機器の設置、防犯ブザーの配布を行うとともに一日防災学校を実施し、子どもの安全・安心の確保及び防災意識の高揚に努めます。	教育委員会 （総務学校係）

取組・事業	事業概要	担当
防災対策の推進	木造住宅の耐震診断、耐震改修を促進します。また、災害発生時における子どもの安全・安心を確保するため、自主防災組織の育成や避難支援体制の充実を図ります。さらに、情報伝達訓練や自主防災組織、町内事業所によるシェイクアウト訓練を行い、防災意識の向上を図ります。加えて、各指定避難所付近に防災備蓄倉庫を整備し分散備蓄を行うことにより迅速な備蓄品の提供を行うための維持・管理ができる体制を構築するとともに、防災用品（備蓄品）の拡充に努めます。	総務企画課 （総務係）

4-2 子どもの居場所づくりの推進

子どもが気軽に集い、安心して過ごすことができる居場所の充実を図ります。また、関係団体等が取り組む子どもの居場所づくりの活動を支援し、家庭や学校以外の第三の居場所の充実を図ります。

取組・事業	事業概要	担当
放課後児童健全育成事業（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保するとともに、その健全な育成に向けて、支援員の確保に努めつつ、保護者で組織する運営協議会が安定的に運営できるよう支援を行います。	保健福祉課 （社会福祉係）
放課後子ども教室（再掲）	放課後子どもプラン推進事業を活用し、子どもたちの安全・安心な遊び場の確保や、スポーツ・文化・体験活動に接する機会を提供し、地域の大人たちとの交流を深めるとともに、地域の教育力の再生を図ります。	教育委員会 （社会教育係）
放課後等デイサービス（再掲）	学校に通学する障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。町広報誌やパンフレット等により、制度の周知を図ります。	保健福祉課 （社会福祉係）
児童育成支援拠点事業（再掲）	養育環境等に課題を抱える児童等の、家庭や学校以外の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する「児童育成支援拠点事業」について、対象となる児童の実態把握に努めるとともに、必要に応じて事業の運営方法、実施内容等、提供体制の検討を進めます。	保健福祉課

取組・事業	事業概要	担当
「ふらっとほろのべ」の運営支援	幌延町地域おこし協力隊の活動の一環として、2022年に開設した自習スペースにおいて、町内在住の中学生・高校生を対象に、放課後の学習をサポートする「ふらっとほろのべ」の運営を支援します。	教育委員会

4-3 子育てを支援する生活環境の整備

住まい、道路、公園、公共施設など日常生活の場として、子どもや子ども連れだけではなく、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

取組・事業	事業概要	担当
公営住宅の整備・管理	既存住宅の点検強化を促進し、長寿命化計画に基づく計画的な修繕等により既存住宅の維持に努めていきます。	産業建設課 (公園住宅係)
公園等の維持管理・整備	公園内の草刈りや樹木診断に基づく危険木の伐採、トイレ清掃、遊具の整備・点検等を行い、利用者への安全に配慮した快適な公園環境に努めます。	産業建設課 (公園住宅係)
利用しやすい公共施設の整備	子どもや子育て家庭が安全・安心して利用できる利便性の高い公共施設（社会教育・社会体育施設）の管理運営に努めるとともに、計画的な補修を実施します。	教育委員会 (社会教育係)
交通体系の確保	鉄道輸送やバス輸送において、関係機関との連携のもと、利便性の向上に向けた路線の確保に努めます。	総務企画課 (企画振興係) 住民生活課 (地域対策係)
安全・安心な道路環境の整備	町道の老朽化対策やバリアフリー化を進めるとともに、除雪・排雪については、地域住民の要望や意見等を基に、安全・安心な道路環境の整備に努めます。	産業建設課 (管理係)

4-4 仕事と生活の調和の推進

男女を問わず、就労していても子どもと向き合いながら子育てできるよう、男女共同参画社会に関する活動と就業環境の向上を推進し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活等の調和）が実現できる地域づくりを目指します。

取組・事業	事業概要	担当
関係団体への活動支援	各関係団体が行う会議や研修等の活動を支援するとともに、女性の視点による生活課題やまちづくりの学習、提言等を推進します。	総務企画課 (総務係) 教育委員会 (社会教育係)

取組・事業	事業概要	担当
職員の出産・育児休業 取得の推進	制度の趣旨の理解促進を図りつつ、勤務体制の確保など 取得しやすい環境整備を推進し、職員の出産・育児休業 の取得を促進します。	総務企画課 (総務係)
町事業主行動計画の 推進	現在の状況を把握・分析しつつ、新たな特定事業主行動 計画を策定し、着実な推進を図ります。	総務企画課 (総務係)
農業・酪農世帯の子育 てと仕事の両立支援	農業、酪農世帯の保育にかかる相談・情報提供に努めま す。	産業建設課 (農業振興係)

第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定め、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定するものです。

本町においては、地理的状況及び供給体制の整備状況等を踏まえ、第2期に引き続き、町全域を1つの提供区域と定めることとします。

2 子どもの将来人口推計

量の見込みの算出の基となる児童数の推計は、令和2年から令和6年の各年4月1日の実績値を基に、性別・1歳階級別コーホート変化率法^(※)により推計しています。

計画期間における推計結果は、以下の通りです。

	実績値	将来推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	8	13	12	11	11	10
1歳	11	8	13	12	12	12
2歳	18	12	9	14	13	13
3歳	12	16	11	8	13	12
4歳	15	12	16	11	8	13
5歳	10	14	11	15	11	8
6歳	15	9	13	10	14	11
7歳	14	17	10	15	11	15
8歳	17	13	16	10	15	11
9歳	15	17	13	16	10	15
10歳	19	15	17	13	16	10
11歳	19	19	15	17	13	16
12歳	17	18	18	15	17	13
13歳	15	17	18	18	15	17
14歳	23	15	17	18	18	15
15歳	15	21	13	15	16	16
16歳	14	15	21	13	15	16
17歳	18	14	15	21	13	15
合計	275	265	258	252	241	238

(※) コーホート変化率法：同時期に生まれた集団の一定期間の人口増減から変化率を算出し、その率が将来も維持されるものと仮定して推計する方法です。0歳のこども人口は、こども女性比（25歳～39歳女性数と0歳人口の比率）を将来の25歳～39歳女性人口に乗じて算出しています。

3 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、各家庭類型におけるサービス利用意向率を算出し、計画期間における推計児童数を乗じて算出しました。

認定こども園及び問寒別へき地保育所の運営により、量の見込みに対する提供体制の確保を図ります。

認定区分	内 容	R7	R8	R9	R10	R11
1号認定	量の見込み①	4	4	3	3	3
	確保の方策②	15	15	15	15	15
	(過不足 ②-①)	11	11	12	12	12
2号認定	量の見込み①	33	30	27	25	26
	確保の方策②	50	50	50	50	50
	(過不足 ②-①)	17	20	23	25	24
3号認定【0歳】	量の見込み①	2	3	3	3	3
	確保の方策②	3	3	3	3	3
	(過不足 ②-①)	1	0	0	0	0
3号認定【1歳】	量の見込み①	5	7	7	7	7
	確保の方策②	8	8	8	8	8
	(過不足 ②-①)	3	1	1	1	1
3号認定【2歳】	量の見込み①	6	6	8	8	8
	確保の方策②	9	9	9	9	9
	(過不足 ②-①)	3	3	1	1	1

※確保の方策の人数は、認定こども園の定員数

(認定区分)

区分	年 齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3歳～5歳	学校教育（保育の必要性なし）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳～5歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0歳～2歳	保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

量の見込みの算出にあたっては、子どもの将来人口推計の結果及び第2期の利用実績等を勘案して算出しました。

なお、病児保育事業については、当面、病後児をファミリー・サポート・センター事業にて預かることができる体制の確保に努めます。また、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業のうち、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業につきましては、計画期間での実施は予定していませんが、対象児童・世帯等の状況把握に努めつつ、必要に応じて実施体制の検討を行います。

事業名	単位	内 容	R7	R8	R9	R10	R11
利用者支援事業	箇所	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保の方策	1	1	1	1	1
延長保育事業	人	量の見込み	3	3	3	3	3
		確保の方策	3	3	3	3	3
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	人日	量の見込み	107	94	98	94	90
		確保の方策	107	94	98	94	90
地域子育て支援拠点事業	人回	量の見込み	918	826	872	826	780
		確保の方策	918	826	872	826	780
放課後児童健全育成事業	人	量の見込み	33	33	32	35	34
		1年生	7	10	8	11	9
		2年生	12	7	11	8	11
		3年生	7	9	6	9	7
		4年生	3	2	3	2	3
		5年生	3	4	3	4	3
		6年生	1	1	1	1	1
		確保の方策	35	35	35	35	35
ファミリー・サポート・センター事業	人日	量の見込み	10	15	20	25	30
		確保の方策	10	15	20	25	30
乳児家庭全戸訪問事業	人	量の見込み	13	12	11	11	10
		確保の方策	13	12	11	11	10
養育支援事業	人	量の見込み	1	1	1	1	1
		確保の方策	1	1	1	1	1
妊婦健康診査事業	人回	量の見込み	168	154	154	140	126
		確保の方策	168	154	154	140	126
産後ケア事業	人回	量の見込み	35	32	29	29	27
		確保の方策	35	32	29	29	27
妊婦等包括相談支援事業	人回	量の見込み	36	33	33	30	27
		確保の方策	36	33	33	30	27
乳児等通園支援事業	人	量の見込み	-	1	1	1	1
		確保の方策	-	1	1	1	1

第三期幌延町子ども・子育てプラン

令和7年3月

発行／幌延町 保健福祉課

〒098-3207

北海道天塩郡幌延町宮園町1番地1

TEL 01632-5-1111（代）

FAX 01632-5-2971

